

1 給與ヲ支給ナルコト、セリ(附錄第二表解雇薪  
給手金支給額表參照)

備考 別子銅山礦大雇傭勞役規則抜革

第十一條 左の場合ニ於テハ轉業轉所ヲ命シ又ハ雇傭期間内ト雖モ十四日半  
豫告ヲ以テ礦大ヲ解雇シ若ハ豫古ニ代ハ十四日分ノ復金三相當スル金額ヲ付  
与節時解雇スルコトアルヘシ

一 賠

二 業務不適当ト認ムタルトキ

第十三條 鎌大左各號ニニ該當スル氏ハ解雇ス、但シ情輕キモノハ七日以内  
ノ停業ヲ處シ又ハ三月以下ノ過怠金ヲ徵スルコトアルヘシ  
(六・五及七略)

六、急情ニシテ業務怠慢ナラヌ又ハ性行不良ナル者

二、公症休業中ノ一部ノ者ニ対シ扶助打刃ノ額

昨夏勞働運動盛トナリテ以来公症患者ノ數ハ頗

=激増シ本年ニ至リテ殊ニ蕃シキモノアリ(附錄

第四表公症休業者一覽參照)而モ其ノ大多數ハ所

謂候病患者ニシテ或ハ業場以外ニ於テ而モ自己

ノ過失ニ因ル細ナル負傷ヲ公傷ナリト偽称シ

或ハ所謂「スリコミ」ト称シ自ラ故意ニ負傷ノ形ヲ